地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和2年10月29日

今治市監査委員 渡 辺 英 徳 同 山 岡 健 一

監 査 対 象 機 関	監査結果報告書の日付
市民環境部 市民課	令和2年6月15日

(監査の結果)

(指摘事項)

1 時間外勤務命令簿の手入れができていないもの、週休日に勤務した場合の週休日の 振替が取得できていないもの、月60時間を超えて時間外勤務した場合の時間外勤務代 休が取得できていないものなどが見受けられたので、労務管理は適正に行われたい。

(措置の内容)

1 人事課発出文書内容に基づき、時間外勤務命令簿の手入れを適正に処理するよう改めています。振替、代休が取得出来ない場合は、人事課へ日付変更を申出て、確実に取得できるよう周知し、労務管理を徹底いたします。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
市民環境部 保険年金課	令和2年6月15日

(指摘事項)

1 一般被保険者返納金について、納期限までに納付がない者に対して督促を行っていなかったので、適切に事務処理されたい。また、督促手数料及び延滞金の取扱いについても検討し、適切に取り扱われたい。

(措置の内容)

1 一般被保険者返納金について納期限までに納付がない者に対して督促を行うよう 改めます。また、督促手数料及び延滞金の取扱いについてご指摘のとおり検討してま いります。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
市民環境部 環境政策課	令和2年6月15日

(指摘事項)

1 週休日の振替及び休日の代休が未取得となっているもの、時間外勤務命令簿の記載等に 不備があるものが見受けられたため、人事課発出文書に沿った適切な事務処理をされた い。

(措置の内容)

1 週休日の振替及び休日の代休については、後日取得する場合が多いため、未取得にならないよう適切に処理いたします。

また、時間外勤務命令簿の記載等に不備があった件についても、人事課発出文書に沿って、適切な事務処理を行うことを徹底いたします。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
市民環境部 リサイクル推進課	令和2年6月15日

(指摘事項)

- 1 ごみ処理手数料について、納期限後の納付(納期限から 20 日以上経過して納付されているものも含む)が散見されたので、納期限内納付の管理に努め、督促については、今治市債権管理条例・規則に従って、適正に事務処理されたい。
- 2 ごみ減量推進印刷物等広告掲載料について、決定通知、契約書の作成及び締結は、今治 市広告事業実施要綱に基づいて、適正に事務処理されたい。
- 3 週休日の振替、出勤簿及び時間外勤務命令簿の手入れ、時間外勤務手当の算定等(賃 金含む)については、人事課発出文書に沿って、適正に事務処理されたい。
- 4 印刷製本費の執行について、分割発注が疑われるものが見受けられたので、計画的かつ経済的な執行に努められたい。

(措置の内容)

- 1 納期限の確認を毎日行い、未納のものがあれば、業者に連絡し納期を守るように厳し く指導するようにします。督促についても今治市債権管理条例・規則に従い適正に事務 処理をするようにします。
- 2 事務処理にあたっては、関係条例・規則・要綱等を熟知し、手続きを省略することが ないよう職員に周知し、適正に事務処理をします。
- 3 週休日の振替については、漏れなく取得するように職員に周知し、予定日に取得できない場合は、取得期限を本人に知らせ、代替日に取得するため速やかに調整するように改めました。出勤簿及び時間外勤務命令簿の手入れ、時間外勤務手当の算定等(賃金含む)については、複数の目で確認し、人事課発出文書に沿って適正に処理するようにします。
- 4 事前に必要量を十分に把握し、計画的かつ経済的な執行に努めます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告書の日付
市民環境部 生活環境課	令和2年6月15日

(指摘事項)

- 1 墓所の返還手続の際に墓所使用権の承継に関する手続きが適正に行われていないもの や、住所等の変更の届出の際に提出する書類に不備が見受けられたので、規則改正も踏ま え適切に事務を執行されたい。
- 2 今治市犬の登録等に関する規則第3条第1号の規定により、犬の登録申請書の様式が定められているが、登録・鑑札の交付事務に伴う手数料の徴収事務の委託先である一部の動物病院では申請書が未提出のもの、様式が異なるものがあるため、規則に従い適切な指導をされたい。

(措置の内容)

- 1 墓所の返還手続の際に必要があれば、承継手続きを適正に行い、住所等の変更の届出 の際に提出する書類についても使用許可証(再交付)・住民票等の添付をさせるなどの 改善を行い、現在は適切に事務を執行している。
- 2 徴収事務の委託先である一部の動物病院に対して、規則に定められた様式で提出するように指導したい。